

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百五十万円減少し
一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十一年三月十九日であり、
株主総会の決議は平成三十一年三月五日に予定し
ております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

掲載紙 官報

掲載の日付 平成三十年六月十五日

掲載頁 一四二頁（号外第一二九号）

平成三十一年二月一五日

熊本県熊本市北区清水万石四丁目8-5

株式会社 明治屋

代表取締役 大塚 長務